

京都市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

京都市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則

(京都市児童福祉法等施行細則及び京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉局長又は保健福祉局子育て支援担当局長」を

「子ども若者はぐくみ局長」に改める。

- (1) 京都市児童福祉法等施行細則第18条
- (2) 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則第5条

(京都市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 京都市身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第9条第8項」を「第9条第9項」に改め、同条第1号中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改める。

(京都市食品衛生法施行細則の一部改正)

第3条 京都市食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

(京都市社会福祉奨学基金条例施行規則及び京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉局長」を「子ども若者はぐくみ局長」に改める。

- (1) 京都市社会福祉奨学基金条例施行規則第14条
- (2) 京都市子ども医療費支給条例施行規則第12条

(京都市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第5条 京都市知的障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第3条中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

(京都市老人医療費支給条例施行規則及び京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第6条 次に掲げる規則の規定中「お住まいの区の区役所又は区役所支所の福祉部（右京

区京北地域にあつては、右京区役所京北出張所)」を「市長」に改める。

(1) 京都市老人医療費支給条例施行規則第1号様式(裏面)注意事項3及び第2号様式(裏面)注意事項4

(2) 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則別記様式(裏面)注意事項3

(京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則等の一部改正)

第7条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉局保健医療・介護担当局長」を「保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長」に改める。

(1) 京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則第9条

(2) 京都市市営墓地条例施行規則第18条

(3) 京都市介護保険規則第35条

(京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則等の一部改正)

第8条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉局子育て支援担当局長」を「子ども若者はぐくみ局長」に改める。

(1) 京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第20条

(2) 京都市児童館及び学童保育所条例施行規則第6条

(3) 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則第5条

(4) 京都市子ども・子育て支援法施行細則第5条

(5) 京都市保育所条例施行規則第5条

(京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第9条 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条中「保健福祉局長」を「子ども若者はぐくみ局長」に改める。

別記様式(裏面)注意事項3中「お住まいの区の区役所又は区役所支所の福祉部(右京区京北地域にあつては、右京区役所京北出張所)」を「市長」に改める。

(京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第10条 京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第17条を削る。

第18条第1項中「第14号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第17条とする。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第6号様式注以外の部分及び第7号様式から第12号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

第13号様式を削る。

第14号様式中「第18条関係」を「第17条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第13号様式とする。

(京都市理容師法施行細則の一部改正)

第11条 京都市理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

## 第2条 削除

第1号様式注以外の部分中

「

開設予定年月日	年月日	を
---------	-----	---

」

「

開設予定年月日	年月日	に改
美容所	名称	
	開設予定年月日	年月日

」

め、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 美容所の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で美容所を開設し、又は開設しようとしている場合にのみ記入してください。

(京都市美容師法施行細則の一部改正)

第12条 京都市美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

## 第2条 削除

第1号様式注以外の部分中

「

開設予定年月日	年月日	を
---------	-----	---

」

「

開設予定年月日	年月日	に改
---------	-----	----

」

理容所	名 称	
	開設予定年月日	年 月 日

め、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 理容所の欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で理容所を開設し、又は開設しようとしている場合にのみ記入してください。

(京都市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第13条 京都市クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

第5条第3項を削る。

第6条第1項第2号中「無店舗取次店」の右に「(省令第1条の2第2号に規定する無店舗取次店をいう。)」を加え、同条第3項及び第4項を削る。

第8条第2項を削る。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

届出者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	を	届出者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	に
			本籍地	

改める。

第2号様式注以外の部分中	住 所	登録都道府県名	を
		登録番号	

住 所		登録都道府県名	に改める。
本籍地		登録番号	

第3号様式注以外の部分中

届出者の住所（法人にあつては、  
主たる事務所の所在地）

を

「

届出者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	本籍地

に改める。

」

第4号様式注以外の部分中

「

<input type="checkbox"/> 氏名（法人にあつては、 名称又は代表者名）	<input type="checkbox"/> 住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）
<input type="checkbox"/> 従事者	<input type="checkbox"/> その他（ ）

を

「

<input type="checkbox"/> 氏名（法人にあつては、 名称又は代表者名）	<input type="checkbox"/> 住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	
<input type="checkbox"/> 本籍地	<input type="checkbox"/> 従事者	<input type="checkbox"/> その他（ ）

に改める。

」

第5号様式注以外の部分中

届出者の住所（法人にあつては、  
主たる事務所の所在地）

を

「

届出者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	本籍地

に改める。

」

(京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して」を削り、同条第2項中「、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して、」を削る。

第4条第2号及び第7条第1項中「、営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して、」を削る。

(京都市狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第15条 京都市狂犬病予防法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 損傷の場合は、損傷した鑑札を添付してください。

第3号様式及び第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 損傷の場合は、損傷した注射済票を添付してください。

(京都市青少年活動推進協議会条例施行規則の一部改正)

第16条 京都市青少年活動推進協議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「文化市民局」を「子ども若者はぐくみ局」に改める。

(京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則の一部改正)

第17条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉局長」の右に「又は子ども若者はぐくみ局長」を加える。

(1) 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第11条

(2) 京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則第10条

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「, 前項」を「, 表彰を受ける特定食品等事業者」に、「前項の特定食品等事業者」を「当該特定食品等事業者」に改め、同項を同条第1項とする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

(子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則等の一部改正)

第19条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉局」を「子ども若者はぐくみ局」に改める。

- (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則第5条
- (2) 京都市子ども・子育て会議条例施行規則第5条
- (3) 京都市小児慢性特定疾病審査会条例施行規則本則

(京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「保健センター」を「保健所」に、「京都市家庭動物相談所」を「京都市動物愛護センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)